

武蔵村山市保育料検討協議会委員の委嘱  
及び第1回武蔵村山市保育料検討協議会  
会 議 次 第

日 時：平成29年10月12日（木）午前10時から  
場 所：武蔵村山市役所301会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 議 題
  - (1) 武蔵村山市保育料検討協議会会長の互選について
  - (2) 武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者の指名について
  - (3) 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について
  - (4) 武蔵村山市保育料検討協議会の所掌事務等について
    - ア 所掌事務について
    - イ 諮問の内容について
    - ウ 今後のスケジュールについて
- 6 その他
  - (1) 次回以降の会議の開催日程について
  - (2) その他
- 7 閉 会

【配布資料】

- 資料1 武蔵村山市保育料検討協議会委員名簿
- 資料2 武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱
- 資料3 武蔵村山市保育料検討協議会の公開に関する運営要領
- 資料4 武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針
- 資料5 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針
- 資料6 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例
- 資料7 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例施行規則
- 資料8 武蔵村山市保育料検討協議会スケジュール

## 議題1 武蔵村山市保育料検討協議会会長の互選について

武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（乙）第10号）第5条第1項の規定に基づき、委員の互選により会長を選任する。  
（資料2）

会長の選任

会 長 \_\_\_\_\_ 氏

## 議題2 武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者の指名について

武蔵村山市保育料検討協議会会長職務代理者（資料2）

職務代理者 \_\_\_\_\_ 氏

（参考）

○武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱 — 抄 —  
（会長及び権限）

第5条 検討協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### 議題3 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について

武蔵村山市保育料検討協議会会議の公開に関する運営要領の規定に基づき、会議を公開とすることについて承認を求める。

資料3 武蔵村山市保育料検討協議会会議の公開に関する運営要領

資料4 武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

資料5 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

#### 議題4 武蔵村山市保育料検討協議会の所掌事務等について

- ア 所掌事務について（資料2、6、7）
- イ 諮問の内容について
- ウ 今後のスケジュールについて（資料8）

## その他

1 次回以降の会議の開催日程について

2 その他

## 武蔵村山市保育料検討協議会委員名簿

(平成29年10月12日現在)

区 分	氏 名	選 出 区 分
委 員	かとう たつや 加藤 達也	第3条第1号委員 保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者
〃	ふじさわ さなえ 藤澤 早苗	第3条第1号委員 保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者
〃	たじま ゆみ 田島 由美	第3条第1号委員 保育所の入所児童又は幼稚園の園児の保護者
〃	わかやま たけし 若山 剛	第3条第2号委員 保育所の長
〃	おっぱたま ゆみ 乙幡 真由美	第3条第3号委員 幼稚園の長
〃	ふじの しげる 藤野 茂	第3条第4号委員 識見を有する者
〃	きむら ゆうこ 木村 祐子	第3条第4号委員 識見を有する者
〃	こまつ ひろこ 小松 宏子	第3条第4号委員 識見を有する者
〃	ふだ まさる 布田 傑	第3条第4号委員 識見を有する者
〃	しまだ えり 島田 恵利	第3条第5号委員 市民

## 武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱

平成12年2月18日  
訓令(乙)第10号

## (設置)

第1条 武蔵村山市の教育・保育行政の効果的運営に資するため、武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例(平成27年武蔵村山市条例第12号)の定めるところにより徴収する利用者負担金(以下「保育料」という。)について基本的かつ総合的に検討協議する機関として、武蔵村山市保育料検討協議会(以下「検討協議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 検討協議会は、保育料のあり方について検討審議し、市長に報告する。

## (組織)

第3条 検討協議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 保育所の入所児童又は幼稚園の在園児童の保護者 | 3人 |
| (2) 保育所の長                  | 1人 |
| (3) 幼稚園の長                  | 1人 |
| (4) 識見を有する者                | 4人 |
| (5) 武蔵村山市民                 | 1人 |

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告の終了をもって満了する。

## (会長及び権限)

第5条 検討協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 検討協議会の庶務は、健康福祉部子ども育成課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

一部改正（平成12年5月13日訓令（乙）第128号）

一部改正（平成19年9月11日訓令（乙）第134号）

附 則（平成26年1月20日訓令（乙）第2号）

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

附 則（平成26年3月18日訓令（乙）第15号）

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成27年3月13日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月10日訓令（乙）第157号）

この要綱は、平成29年10月10日から施行し、この要綱による改正後の武蔵村山市  
保育料検討協議会設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

○武蔵村山市保育料検討協議会会議の公開に関する運営要領

(平成19年10月10日武蔵村山市保育料検討協議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針(平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。)第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 会長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席した委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成18年10月11日市長決裁

## 改正

平成20年4月9日市長決裁

武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

(目的)

**第1条** この指針は、武蔵村山市（以下「市」という。）における附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、その合理化及び活性化を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、もって市政運営の透明性及び公正性を高めることを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
- (2) 附属機関等 法令又は条例の規定により置く附属機関及び市長等が訓令等により置く協議会、懇談会その他の会議（市職員で構成するものを除く。）をいう。

(適用除外)

**第3条** 法令の定めるところにより市長等に設置の義務がある附属機関又は法令に附属機関の所掌事務、附属機関を組織する者の範囲、定数若しくは任期若しくは附属機関の会議の運営に関する定めがあるものについては、当該法令で定める範囲内において、この指針の規定は、適用しない。

(設置)

**第4条** 附属機関等は、市政への市民参画を推進し、市政における公正性を確保し、又は市政に専門的知識を導入する必要がある場合であって、かつ、おおむね次に該当するときに設置するものとする。

- (1) 客観的又は専門的な見地から市民、団体、有識者等の意見を聴く必要があり、かつ、個別に意見を聴取するだけでは十分でないとき。
- (2) 附属機関等の所掌事務としようとする事項が現に設置している附属機関等の所掌事務と類似し、又は重複するものでなく、かつ、現に設置している附属機関等の所掌事務とすることが適当でないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるとき。

2 市長等は、附属機関等を設置しようとするときは、その所掌事務の範囲をできるだけ広くするよう努めるものとする。この場合において、当該附属機関等が調停、審査、審議又は調査等を行

う機関であるときは、条例でこれを設置しなければならない。

- 3 市長等は、必要があると認めるときは、附属機関等に、分科会、部会等を設置することができる。
- 4 新たに附属機関等を設置する場合において当該附属機関等の所掌事務が時限的又は臨時的なものであるときは、市長等は、廃止の時期を定めて設置するものとする。

(統廃合)

**第5条** 現に設置している附属機関等については、常にその存続の必要性を検証するとともに、所掌事務の見直し等を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる附属機関等は、廃止又は他の附属機関等との統合を検討するものとする。
  - (1) 既に設置の目的を達成したもの
  - (2) 社会経済情勢の変化により、設置の必要性が低下したもの
  - (3) 会議の開催回数が著しく少なく、かつ、将来の開催見込が少ないと想定されるもの
  - (4) 会議の内容が形式的なもの
  - (5) 設置の目的又は所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、引き続き存続する必要性が低いもの

(委員)

**第6条** 附属機関等を組織する委員その他の構成員（以下「附属機関等の委員」という。）の定数は、10人以内とする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、市長等が必要と認める数を限度としてこれを増加することができる。

- 2 市長等は、市議会議員及び市職員（特別職の職員を除く。）を附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第4条第3項の規定により設置する分科会、部会等は、当該分科会、部会等を設置する附属機関等の委員の全部又は一部をもって組織するものとする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、当該附属機関等の委員に加え、分科会、部会等を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命することができる。
- 4 前項ただし書の場合における第1項の規定の適用については、当該分科会、部会等をそれぞれ一の附属機関等とみなし、同項本文の規定を適用する。

(公募委員)

**第7条** 市長等は、附属機関等の委員に公募委員（市長等が行う附属機関等の委員の公募に応募して当該附属機関等の委員に任命され、又は委嘱された者をいう。以下同じ。）を含めるよう努めるものとする。

2 公募委員の募集、選考等に関する手続は、市長が別に定める。

（女性委員）

**第8条** 市長等は、附属機関等の委員に女性を含めるよう努めるものとする。

（兼務の回避）

**第9条** 市長等は、同一人を複数の附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

（在任期間）

**第10条** 附属機関等の委員の在任期間は、6年を限度とする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

（会議の公開）

**第11条** 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

（会議開催情報の公表）

**第12条** 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

（会議録等の公表）

**第13条** 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（会議運営の効率化）

**第14条** 会議を効率的かつ効果的に運営するため、市長等は、会議の開催日のおおむね1週間前までに、会議資料を附属機関等の委員に配布するよう努めるものとする。

2 会議は、特別な事情がある場合を除き、1回につき2時間以内とする。

3 市長等は、会議の開催に代えて文書で報告する等の措置を講じ、会議の開催回数が必要最小限となるよう努めるものとする。

**附 則**（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

## ○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

平成19年6月11日市長決裁

## 改正

平成20年4月9日市長決裁

## 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(趣旨)

**第1条** この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

**第3条** 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

**第4条** 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

**第5条** 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。
- 3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。
- 5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

**第6条** 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

- 2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

**第7条** 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。
- 3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。
- 4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

**第8条** 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

- 2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

**第9条** 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表すると

きは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。
- 3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

（会議録の作成）

**第10条** 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

- (1) 第4号様式に準ずること。
- (2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。
- (3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

（会議録の承認）

**第11条** 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

（会議録等の公表）

**第12条** 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）

(2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）

(3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）

(経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

#### 附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

(表)  
附属機関等の会議の傍聴申込書

第 号

		年 月 日
(附属機関等の長) 殿		申込者氏名
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。		
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		
開 催 日 時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分から	
開 催 場 所		
備 考		

附属機関等の会議の傍聴許可書

第 号

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
附属機関等の名称		
開 催 日 時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分から	
開 催 場 所		
備 考		
上記のとおり会議の傍聴を許可します。		
年 月 日		
(附属機関等の長)		

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏)

傍 聴 者 心 得

- 1 許可なく写真、映像等を撮影し、又は録音しないこと。
- 2 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 3 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻等を着用しないこと。
- 4 飲食及び喫煙をしないこと。
- 5 会議における討論等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 6 私語、談笑等を慎むこと。
- 7 決められた出入口以外からは出入りしないこと。
- 8 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

## 第 2 号様式(第 8 条関係)

### 〇〇審議会の会議の公開に関する運営要領

#### (趣旨)

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針(平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づき、〇〇審議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (会議の公開)

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

#### (非公開情報の承認)

第 3 条 議長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

#### (会議の一部公開)

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

#### (傍聴の許可)

第 5 条 議長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 議長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

#### (委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

第 3 号様式(第 9 条関係)

会 議 の 開 催 情 報	
附属機関等の名称	
開 催 日 時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分から
開 催 場 所	
議 題	
会議の公開又は 非公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開(根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 公 開(根拠法令等： )
	非公開と する理由
傍 聴 席	席程度
庶 務 担 当 課	部 課(内線： )

(日本工業規格 A 列 5 番)

第 4 号様式(第 10 条関係)

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	
開 催 日 時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 欠席者：
議 題	
結 論 (決定した方針、残 された問題点、保留 事項等を記載す る。)	議題 1 について： 議題 2 について： 議題 3 について：
審 議 経 過 (主な意見等を原則 として発言順に記 載し、同一内容は 一つにまとめる。)	

会議の公開・非 公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： _____ 人
-----------------	---	--------------

会議録の開示・非 開示の別	<input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等： )
------------------	---

庶 務 担 当 課	部	課(内線： )
-----------	---	---------

(日本工業規格 A 列 4 番)

○武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例

平成27年3月27日条例第12号

## 改正

平成28年3月31日条例第16号

平成29年3月6日条例第9号

平成29年3月31日条例第17号

武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける支給認定子どもの保護者が負担すべき費用（以下「利用者負担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担金の額等)

**第3条** 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで並びに法附則第6条第4項、第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)に規定する武蔵村山市（以下「市」という。）が定める額は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に定める額

(2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に定める額

2 特定教育・保育施設（市が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業者（市が特定地域型保育事業者である場合に限る。）が子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行ったときは、市長は、当該教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者から、前項に定める利用者負担金（当該教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者が市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村が定めるもの）を徴収するものとする。

3 特定保育所が子どものための教育・保育給付に係る保育を行ったときは、市長は、当該保育を受けた支給認定子どもの保護者から、第1項に定める利用者負担金を徴収するものとする。

(利用者負担金の額の決定等)

**第4条** 市長は、前条第2項及び第3項に規定する支給認定子どもの保護者から徴収する利用者負担金の額を決定し、又は変更したときは、その旨を当該支給認定子どもの保護者に通知するものとする。

(利用者負担金の納期限)

**第5条** 支給認定子どもの保護者は、前条の規定により通知された利用者負担金を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

**第6条** 市長は、特定教育・保育施設（市が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業者（市が特定地域型保育事業者である場合に限る。）並びに特定保育所を利用する支給認定子どもの保護者が前条に規定する期限までに利用者負担金を完納しないときは、当該期限後20日以内に、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過した日とする。

3 市長は、第1項の規定による督促を受けた者が前項の期限までにその督促に係る利用者負担金を完納しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第7項若しくは第8項又は法附則第6条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

4 前項に規定するもののほか、市長は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（第1項に規定するものを除く。）から請求があったときは、児童福祉法第56条第7項又は第8項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(利用者負担金の減額)

**第7条** 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担金の額の全部又は一部を減額することができる。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(武蔵村山市保育費用徴収条例の廃止)
- 2 武蔵村山市保育費用徴収条例(平成8年武蔵村山市条例第16号)は、廃止する。  
(武蔵村山市保育費用徴収条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の武蔵村山市保育費用徴収条例の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。  
(経過措置)
- 4 当分の間、別表第1及び別表第2の規定の適用については、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。以下同じ。)を3人以上有する者にあつては、当該扶養親族の数から2を減じた数の扶養親族について地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定の適用があるものとして計算した額に相当する額を市町村民税の額とする。

**附 則**(平成28年3月31日条例第16号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**(平成29年3月6日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**(平成29年3月31日条例第17号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**別表第1**(第3条関係)

各月初日の教育・保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担金の額(月額)
階層区分	定義	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0
第2	第1階層を除き当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)非課税世帯及び市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	3,000 (0) <0>
第3	第1階層を除き当該年度分の市町村民税所得割課税額課税世帯であつて、その所得割課税額の額の区分が右	14,100 (7,000) <0>
第4	77,101円以上 211,200円以下	20,500 (10,200) <0>
第5	211,201円以上	25,700 (12,800) <0>

**備考**

- 1 この表及び次表において「教育・保育を受ける子ども」とは、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもをいう。
- 2 この表において第2階層から第5階層までの世帯における利用者負担金の額(月額)の欄の上段、中段及び下段に掲げる額の適用については、次に掲げるとおりとする。  
(1) 同一世帯において教育・保育を受ける子どもが1人であるときは、利用者負担金の額(月額)の欄の上段に掲げる額とする。

- (2) 同一世帯において教育・保育を受ける子どもが2人以上あるときは、その年齢が高い教育・保育を受ける子どもから順に数えて1人目の教育・保育を受ける子どもについては利用者負担金の額（月額）の欄の上段に掲げる額とし、2人目の教育・保育を受ける子どもについては同欄の中段に掲げる額（ $\langle$ 内の額）とし、3人目以降の教育・保育を受ける子どもについては同欄の下段に掲げる額（ $\langle$ 内の額）とする。
- (3) 前2号に掲げる場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（同法第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている子どもであつて、小学校第1学年から第3学年までの就学年齢と同一であるものを含む。）、特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども、同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する小学校就学前子ども又は市長がこれらに準ずると認める子どもが属しているときは、これらの子どもを教育・保育を受ける子どもとみなして前号の規定を適用する。
- (4) 第1号及び第2号に掲げる場合において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が属しているときは、これらの子どもを教育・保育を受ける子どもとみなして第2号の規定を適用する（当該年度分の市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯に限る。）。
- 3 この表及び次表において「均等割の額」及び「所得割課税額の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額及び同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割課税額の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額の額又は均等割の額とする。
- 4 支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の適用があるものとして計算した額に相当する額を市町村民税の額とみなしてこの表の規定を適用する。

別表第2（第3条関係）

各月初日の教育・保育を受ける 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担金の額（月額）					
		保育標準時間認定を受けた場合			保育短時間認定を受けた場合		
階層 区分	定義	3歳未満 児	3歳児	4歳以上 児	3歳未満 児	3歳児	4歳以上 児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村	2,000 (0) <0>	2,000 (0) <0>	2,000 (0) <0>	2,000 (0) <0>	2,000 (0) <0>	2,000 (0) <0>
C 1	均等割の額のみ の世帯 の区分が右の 区分に該当 する世帯	5,000 (3,800) <0>	5,000 (3,800) <0>	5,000 (3,800) <0>	4,900 (3,700) <0>	4,900 (3,700) <0>	4,900 (3,700) <0>
C 2	A階層を除き当該年度分の市町村	53,400円未満 6,100 (3,800) <0>	6,100 (3,800) <0>	6,100 (3,800) <0>	6,000 (3,700) <0>	6,000 (3,700) <0>	6,000 (3,700) <0>
D 1	53,400円以上 課税額課税 世帯であっ て、その所 得割課税額 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	56,400円未満 7,300 (5,000) <0>	7,300 (5,000) <0>	7,300 (5,000) <0>	7,200 (4,900) <0>	7,200 (4,900) <0>	7,200 (4,900) <0>
D 2	56,400円以上 62,400円未満 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	9,700 (5,000) <0>	8,500 (5,000) <0>	8,500 (5,000) <0>	9,500 (4,900) <0>	8,300 (4,900) <0>	8,300 (4,900) <0>
D 3	62,400円以上 71,400円未満 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	10,800 (7,300) <0>	9,700 (6,100) <0>	8,500 (6,100) <0>	10,600 (7,100) <0>	9,500 (6,000) <0>	8,300 (6,000) <0>
D 4	71,400円以上 89,400円未満 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	14,300 (9,700) <0>	10,800 (7,300) <0>	9,700 (7,300) <0>	14,000 (9,500) <0>	10,600 (7,200) <0>	9,500 (7,200) <0>
D 5	89,400円以上 107,400円未 満 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	17,900 (13,200) <0>	12,000 (8,500) <0>	10,800 (8,500) <0>	17,600 (12,900) <0>	11,800 (8,300) <0>	10,600 (8,300) <0>
D 6	107,400円以 上 125,400円未 満 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	21,400 (15,500) <0>	13,200 (9,700) <0>	12,000 (8,500) <0>	21,000 (15,200) <0>	13,000 (9,500) <0>	11,800 (8,300) <0>
D 7	125,400円以 上 143,400円未 満 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	24,900 (17,900) <0>	14,300 (10,800) <0>	13,200 (9,700) <0>	24,400 (17,600) <0>	14,000 (10,600) <0>	13,000 (9,500) <0>
D 8	143,400円以 上 161,400円未 満 の額の区分 が右の区分 に該当する 世帯	28,400 (20,200) <0>	15,500 (12,000) <0>	14,300 (10,800) <0>	27,900 (19,800) <0>	15,200 (11,800) <0>	14,000 (10,600) <0>

D 9	161,400 円 以上 179,400 円 未 満	31,900 (22,500) <0>	16,700 (13,200) <0>	15,500 (12,000) <0>	31,300 (22,100) <0>	16,400 (13,000) <0>	15,200 (11,800) <0>
D10	179,400 円 以上 215,400 円 未 満	34,300 (24,900) <0>	17,900 (14,300) <0>	16,700 (13,200) <0>	33,700 (24,400) <0>	17,600 (14,000) <0>	16,400 (13,000) <0>
D11	215,400 円 以上 263,400 円 未 満	37,800 (28,400) <0>	19,000 (15,500) <0>	17,900 (14,300) <0>	37,100 (27,900) <0>	18,700 (15,200) <0>	17,600 (14,000) <0>
D12	263,400 円 以上 311,400 円 未 満	41,300 (31,900) <0>	20,200 (16,700) <0>	19,000 (15,500) <0>	40,600 (31,300) <0>	19,800 (16,400) <0>	18,700 (15,200) <0>
D13	311,400 円 以上 368,400 円 未 満	43,600 (37,800) <0>	21,400 (17,900) <0>	20,200 (16,700) <0>	42,800 (37,100) <0>	21,000 (17,600) <0>	19,800 (16,400) <0>
D14	368,400 円 以上	47,100 (43,600) <0>	22,500 (19,000) <0>	21,400 (17,900) <0>	46,300 (42,800) <0>	22,100 (18,700) <0>	21,000 (17,600) <0>

備考

- 1 この表において「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により行う1月当たり平均275時間までの区分による保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定により行う1月当たり平均200時間までの区分による保育必要量の認定をいう。
- 2 この表において「3歳未満児」、「3歳児」及び「4歳以上児」の年齢区分は、当該年度の初日の前日（同日後に出生した者は、その出生した日）における教育・保育を受ける子どもの年齢によるものとする。
- 3 この表においてB階層からD14階層までの世帯における利用者負担金の額（月額）の欄の上段、中段及び下段に掲げる額の適用については、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 同一世帯において教育・保育を受ける子どもが1人であるときは、利用者負担金の額（月額）の欄の上段に掲げる額とする。
  - (2) 同一世帯において教育・保育を受ける子どもが2人以上あるときは、その年齢が高い教育・保育を受ける子どもから順に数えて1人目の教育・保育を受ける子どもについては利用者負担金の額（月額）の欄の上段に掲げる額とし、2人目の教育・保育を受ける子どもについては同欄の中段に掲げる額（ $\langle$ 内の額）とし、3人目以降の教育・保育を受ける子どもについては同欄の下段に掲げる額（ $\langle$ 内の額）とする。
  - (3) 前2号に掲げる場合において、特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する小学校就学前子ども又は市長がこれらに準ずると認める子どもが属しているときは、これらの子どもを教育・保育を受ける子どもとみなして前号の規定を適用する。
  - (4) 第1号及び第2号に掲げる場合において、特定被監護者等が属しているときは、これらの子どもを教育・保育を受ける子どもとみなして第2号の規定を適用する（当該年度分の市町村民税所得割課税額が57,700円（支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の

世帯に属する者が要保護者等（施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合には、77,101円）未満の世帯に限る。）。

- 4 支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の適用があるものとして計算した額に相当する額を市町村民税の額とみなしてこの表の規定を適用する。

## ○武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例施行規則

平成27年 3月31日規則第17号

## 改正

平成27年12月 7日規則第45号

平成28年 3月22日規則第27号

平成28年 3月31日規則第47号

平成29年 3月31日規則第25号

## 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例（平成27年武蔵村山市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(階層区分の認定)

**第3条** 条例別表第1及び別表第2における各月初日の教育・保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分（以下「階層区分」という。）は、当該教育・保育を受ける子どもと同一世帯に属する父母及び父母以外の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）であって、当該教育・保育を受ける子どもと生計を一にするもの（家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税の額の合計額により認定する。

(課税額を証する資料等の提出)

**第4条** 市長は、前条に規定する階層区分の認定に当たり、扶養義務者から必要に応じて、市町村民税課税証明書その他の税額を証する資料（以下「課税額を証する資料」という。）の提出を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する課税額を証する資料の提出がないときは、推定の方法により課税額を確認するため、年間収入申告書（第1号様式）の提出を求めることができる。

(利用者負担金の決定等の通知)

**第5条** 条例第4条の規定による通知は、利用者負担金（保育料）決定・変更通知書兼納入通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の利用者負担金（保育料）決定・変更通知書兼納入通知書を遅くとも納期限の10日前までに支給認定子どもの保護者に送付しなければならない。ただし、第7条の規定により利用者負担金を遡及して徴収する場合及び既に決定した利用者負担金の額を減額する変更をした場合は、この限りでない。

(納期限)

**第6条** 条例第5条に規定する納期限は、毎月末日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(遡及徴収)

**第7条** 市長は、扶養義務者から提出された課税額を証する資料又は年間収入申告書に虚偽の事実が判明したときは、利用者負担金を遡及して徴収することができる。

(督促)

**第8条** 条例第6条第1項の規定による督促は、督促状（第3号様式）により行うものとする。

(滞納処分の執行に関する事務)

**第9条** 条例第6条第3項及び第4項の規定による処分に関する事務は、市長がその補助機関である職員のうちから任命する職員（以下「滞納処分吏員」という。）が行う。

2 市長は、滞納処分吏員に対し、その身分を証するため滞納処分吏員証（第4号様式）を交付する。

3 滞納処分吏員は、その職務の執行に当たっては、滞納処分吏員証を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用者負担金の減額基準等)

**第10条** 条例第7条の規定による利用者負担金の減額は、条例別表第1に関するものについては別表第1により、条例別表第2に関するものについては別表第2に定めるところにより行う。

- 2 利用者負担金の減額を受けようとする者は、利用者負担金（保育料）減額申請書（第5号様式）に減額を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、納期限までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して利用者負担金の減額の可否を決定するとともに、利用者負担金（保育料）減額決定通知書（第6号様式）又は利用者負担金（保育料）減額申請却下通知書（第7号様式）により当該申請をした者に通知する。
- 5 条例第7条の規定により利用者負担金の減額を受けた者は、減額の理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。  
（委任）

**第11条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（武蔵村山市保育費用徴収条例施行規則の廃止）
- 2 武蔵村山市保育費用徴収条例施行規則（平成8年武蔵村山市規則第27号）は、廃止する。  
（武蔵村山市保育費用徴収条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の武蔵村山市保育費用徴収条例施行規則の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年12月7日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月22日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の第5号様式による用紙については当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成28年3月31日規則第47号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 (第10条関係)

条 件 番号	条 件	適用する利用者負担金の額 (月額)
1	月の途中で生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の適用を受けたとき。	第 1 階層の額とする。
2	その世帯の収入額、資産等が生活保護法による保護の基準に満たない又は準ずる程度と市長が認めたとき。	第 1 階層の額とする。
3	月の途中で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯となったとき。	第 1 階層の額とする。
4	世帯の階層区分が第 2 階層であって、母子家庭等又は在宅障害者(児)の属する世帯に該当するとき。	第 1 階層の額とする。
5	世帯の階層区分が第 3 階層であって、母子家庭等又は在宅障害者(児)の属する世帯に該当するとき。	第 2 階層の額とする。
6	世帯の階層区分が第 3 階層から第 5 階層までであって、支給認定保護者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第 4 条第 1 項第 4 号に規定する養育里親等に該当するとき。	第 2 階層の額とする。
7	その他特に市長が認めた場合	2 階層低位に適用する利用者負担金の額の範囲内で認定した額とする。ただし、減額後の利用者負担金の額は、第 3 階層の利用者負担金の額を限度とする。

備考

- 1 この表及び次表において「母子家庭等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。
- 2 この表及び次表において「在宅障害者(児)の属する世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する者の属する世帯をいう。
  - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年 9 月 27 日厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙)第 5 の 2 の規定により療育手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第 2 条第 1 項に規定する障害児であって、同法第 5 条第 1 項に規定する受給資格者が養育するもの又は同法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けることができるもの

別表第2（第10条関係）

条件 番号	条件	適用する利用者負担金の額（月額）
1	月の途中で生活保護法による保護の適用を受けたとき。	A階層の額とする。
2	その世帯の収入額、資産等が生活保護法による保護の基準に満たない又は準ずる程度と市長が認めたとき。	A階層の額とする。
3	月の途中で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯となったとき。	A階層の額とする。
4	支給認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親に該当するとき。	A階層の額とする。
5	世帯の階層区分がB階層であって、母子家庭等又は在宅障害者（児）の属する世帯に該当するとき。	A階層の額とする。
6	世帯の階層区分がC1階層からD4階層までであって、母子家庭等又は在宅障害者（児）の属する世帯に該当するとき（当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る。）。	B階層の額とする。
7	申請した日の属する月前3か月のその世帯の平均収入月額（期末手当等を除く。以下同じ。）が前年（4月から8月までにあっては、前々年）の平均収入月額より2割以上低額に算定されるとき。	次の各号に掲げる算定の割合の区分に応じ、当該各号に定める階層の額とする。ただし、減額後の利用者負担金の額は、C1階層の利用者負担金の額を限度とする。 (1) 2割以上3割未満 2階層低位の額 (2) 3割以上4割未満 3階層低位の額 (3) 4割以上5割未満 4階層低位の額とする。 (4) 5割以上 5階層低位の額
8	その他特に市長が認めた場合	2階層低位に適用する利用者負担金の額の範囲内で認定した額とする。ただし、減額後の利用者負担金の額は、C1階層の利用者負担金の額を限度とする。

## 武蔵村山市保育料検討協議会スケジュール（案）

項 目	平成29年			平成30年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料検討 協 議 会	第1回 ○委嘱 ○諮問 ○利用者負担金 （保育料）の見 直しサイクルと 算定方法につい て	第2回 ○利用者負担金 （保育料）の見 直しサイクルと 算定方法につい て	第3回 ○利用者負担金 （保育料）の見 直しサイクルと 算定方法につい て	第4回 ○利用者負担金 （保育料）の見 直しサイクルと 算定方法につい て	報告書の提出 ○市長へ報告書を 提出（会長及び 職務代理者）	
その他						